

出生届を出させるということ: 明治から大正時代の京都府を事例として

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2023-04-27
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 田間, 泰子
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00017987

論文

出生届を出させるということ ——明治から大正時代の京都府を事例として——

田間 泰子

I. はじめに

出産は、女性にとってその後の生活を左右する出来事であり、また家族形成の重要な契機の一つである。しかし、近代国民国家が成立するとともに、人口政策のための重要事ともなった。本稿は、この一人の女性における出産というできごとが、近代国民国家において国民の出生として掌握されてゆく過程を考察するものである。

大日本帝国では、出生は戸籍法に基づき出生届によって把握されていた(総理府統計局編 1976)。福島(1956)は、大日本帝国が人々を人口管理するにあたり戸籍法を用い、明治前期に家の戸主と行政側の戸長というルートを確立したと指摘している。さらに、利谷は、「人口政策の重要な基礎が、家族政策にある」との立場から、総戦力体制下では国は「民法と戸籍法とによる消極的な家族規制ではすでに満足することはできなくな」り、「家族関係および家族生活への国家の直接的な介入と保護」を開始したと述べている(利谷 1984)。とはいえ、出生の把握は戸籍法のもと、家制度が人口動態を把握するための機能を担っていたのである。

しかし、出生に関わるのは妊婦とその家族だけでない。江戸時代には、産婆を含む地域社会の人々が藩とともに大きく関わっていた(司法省編 1877、1880; 太田編 1997; 沢山 1998、2005)。現代でこそ、女性のリプロダクティヴ・ライツを守るべき専門職となっている助産師だが、その淵源となる産婆に対して、明治政府は、明治4 (1871) 年の府藩縣一般戸籍ノ法(明治4年太政官布告 170。以下「戸籍ノ法」)」よりも早く、新政権樹立早々の明治元年12月24日(西暦では1869年2月5日)に産婆の堕胎取締を出した(行政官布達 1138)。この

布達が出された経緯は残念ながら明らかになっていない。だが、江戸時代には間引きが広く行われており、人口政策に関心をもつ藩もあって懐胎の把握に努め、堕胎や嬰児殺への対策を実施し、人々を戒める言説も流布された(高橋1936; 太田編前掲書)。太田は、嬰児殺や堕胎による「マビキ」が慣行として全国に存在したこと、嬰児殺への藩の対策が厳しいために堕胎が多くなった地域もあったことを明らかにしており、これが「維新政府によって引き継がれ、徹底された」と述べている(同書: 18)。当時、女性にとって出産より危険で効果が不確実だった堕胎も、出生を忌避する行為である。政府が早々に産婆を名指しして堕胎を取り締まったという事実は、国家による出生の掌握を考えるうえで重要であろう。これは、後述するが刑法の堕胎罪に発展し、現代も堕胎罪として活きている。

さて、戸籍法と家制度、人口政策に関わる先行研究は多数存在し、他方で産 婆取締や産婆の歴史に関する先行研究も存在するが、出生の掌握のために必須 となる出生届を出すという行為の定着、そして出生をめぐって関わりがあるは ずの戸籍法と産婆との関連について、先行研究は管見のかぎり見当たらない。 そこで本稿は、利谷のいう「消極的」政策の時代、特に明治時代から戸籍簿と 世帯の実態との乖離が露わになる第1回国勢調査(大正9(1920)年)までの 時期について、出生の管理をめぐり戸籍制度がどのように定着されようとした のか、そしてその過程における妊産婦と産婆の位置づけはどのように変化した のかを考察する。

主たる対象は、京都府である。その理由は、上述の戸籍法公布に先んじて明治元(1868)年10月28日に京都府が京都府戸籍仕法を制定し、東京を含め全国の戸籍制度はこれを先例として進められたからである。明治2(1869)年行政官布達第117号は、府県に対し「戸籍ヲ編成戸伍組立ノ事」につき、「京都府ニテ編立スル所ノ制度ニ倣フヘシ」とした(福島編 1962)²。京都府が当時の政治的中心で、脱藩者が集まっていたためとされるが(熊谷 1958; 遠藤 2013)、人口動態に逸速く対応した京都府に注目する意義はあろう。また京都府は、政

¹ 年の表記は、法令号数との関連から原則として元号を用い、その年初出時に西暦を付す。また 法令号数は本文中のみ「第○号」と記す。

² 以下、戦前の法律は全て内閣官報局『法令全書』(https://dajokan.ndl.go.jp/#/、およびhttps://hourei.ndl.go.jp/#/) による。

3

府が産婆を医師とともに法的に規制する醫制を最初に敷いた三府に含まれ、この点からも産婆がどのような位置づけにあったのかを考察する対象として意義があると考える。

Ⅱでは全国的な関連法制の整備の過程を整理し、Ⅲでは全国の法制との比較における京都の状況を述べる。Ⅳで考察を行う。

Ⅱ. 関連法制と妊産婦、産婆の位置づけ

Ⅱ-1. 戸籍法による出生届の定め

大日本帝国にとって国民の生産とその掌握のために必要なことは、妊娠を生産に至らしめ且つ確実に届出をさせることであり、これに対する逸脱行為となる出生届出漏、堕胎、死産と偽った嬰児殺の抑止が必要となる。関連する法制は、生死の届出を規定する戸籍関連の法制、妊娠・出産・死産・死亡に関わる衛生行政と医事法、堕胎や嬰児殺を犯罪化する刑法、そして妊娠から出産を取り扱う産婆や医師を取り締まる法制である。

まず、出生の届出を規定する戸籍法の動向を見る。戸籍法は、出生の届出義 務、出生届の記載内容、届出の添付物という3種を定め得る。全国に及ぶ法律 としては明治4年の戸籍ノ法が嚆矢となり、「人民」の「生死出入等を詳にす る事 | を戸長の責務とした(4月4日布告。明治5(1872)年2月1日施行)。 届出は、「出生死去出入等ハ必其時々戸長ニ届ケ」(第5則)とあり、届出義 務を負う者が明記されていないが、届出者が戸主であることが自明視されてい たと推測されている(福島 1967)。出生届に記載すべき項目の定めはなく、添 付物も定めがない。ここで指摘しておくべきは、このような方法による出生の 掌握は、届出義務を負う者の自発性に依存する、あるいは言い換えれば人々の 主体性への信頼のうえに成立するということである。福島も指摘するこの信頼 の前提には江戸時代の宗門(人別)改の制度の定着と、妊娠・出産への管理の 眼差しがあったと思われるが(佐藤 2002: 沢山 1998)、ただ、一年から数年ご とに行われていた宗門改では、その期間内に出生して死亡した者の動態が漏れ やすかった。その不備は、1年毎に行うとした戸籍表の集約による人口調査に 引き継がれ、いかに出生と死亡を含む人口動態を把握するかが問題となって いった。

明治15(1882)年に帝国議会で議決された戸籍法改正法律案は公布されなかったが、明治19(1886)年には大きな変化があった。上述の不備を補うために、内務省令第3号(5月6日)により、出生は死亡とともに月単位で取りまとめることになった(廣嶋 2020)。さらに、内務省令第19号(12月1日施行)により、出生届は出生後10日以内に届け出ること(第1条)、届出義務は戸主と明記され、「戸主未定又ハ不在ナル時ハ親族二人以上マタハ其事ニ関係アル者」と定められたのである(第5条)。産婦(子の母)への言及はなく、産婆は「其事ニ関係アル者」に含みうるが言及されていない。記載項目の定めがなく、添付物も定めがない。

明治31 (1898) 年6月21日法律第9号民法修正案(第4編第5編)の公布に続き、法律第12号戸籍法も公布された(ともに7月16日施行)。届出は10日以内(第68条)で、届出の義務は嫡出子と庶子は父(但しそれが不可能な場合と私生子は母)、それらが「能ワサル場合」には戸主、次に同居者、そして「分娩ニ立會ヒタル醫師又ハ産婆」、「分娩ヲ介抱シタル者」の順とされ、ここに初めて産婆が明記された(第71条)。産婦の届出義務が限定され、さもなくば「同居者」に含まれたことに注意しておきたい。具体的な手続きについては、同年7月13日司法省訓令第5号が戸籍法取扱手続を定めた。

明治31年はまた、人口動態統計においても画期であった。戸籍法改正によって戸籍関連の事務は司法省の所管となったが、同年内閣訓令第1号によって内閣統計局が人口統計を直接に統括することになったのである(11月7日。花房1902)³。出生届に関わるのはその乙号で、「出生票」という小票の様式を定め、全国の市町村長から内閣統計局に提出を義務付けて集約した。この小票は個票であって、森(2020)によれば従来の調査と「本質的に異なる」統計資料となり、「当時、指導的統計課として統計行政を組織する立場にあった人物あるいは集計処理業務の指導者の間に統計的認識に関する新たな問題関心を呼び起こした」という(同書: 195)⁴。ただし、その原資料が戸籍法による出生届であることに変わりなかった。

³ 内閣統計局は、太政官統計院(明治14年創立)に端を発し、明治18年に内閣制度のもとで発足した内閣統計課が明治31年に拡充されて局となったものである(森 2020)。

⁴ 森は、その11月から統計局長となった花房の「季節に依ても出生が違ふ夫妻の貧富でも違ふ」という言を参照している。

5

大正3 (1914) 年制定の法律第26号改正戸籍法(翌年1月1日施行)と施行規則(大正3年司法省令7)にもとづくいわゆる大正4 (1915) 年式戸籍においては、届出義務者に変更はない。以後、第二次世界大戦終戦まで戸籍法の改正が幾度も行われたが、産婦は非嫡出子出生時のみ届出の義務を負う者、そして産婆は出生届出の義務を負う者の一人として戸籍法に位置付けられていた。出生届の記載事項は明治31年戸籍法で明記されたが、ここにおいてもその後の改正法においても、産婆は言及されていない。添付物も何も定められていない。

以上から、出生届とそれが政府によって掌握される過程に関して、第一に戸主が江戸時代の宗門改の制度・慣行を引継いで届出義務者の第一の地位とされたこと、第二に戸籍法は明治19年と明治31年が画期で、子の父が第一、戸主が第二に届出義務者となり、産婦の義務は限られたものになったこと、第三に、産婆の出生届への関わり方については明治31年が画期であったことが確認できる。

Ⅱ-2. 出生届出漏

届出漏は、出生届に限らず戸籍制度と政府統計の根幹に関わる。明治初期から政府の懸案事項であり、司法省は繰り返し、無籍者の就籍(父母が存在する場合は出生届)について通牒を出してきた(司法大臣官房文書課編 1907)。早期の例は明治7(1874)年司法省令4月30日「出産届ヲ怠ッタ者が自ラ申告シタ場合ノ處断方」で、司法省は改定律例第288条により懲役10日だが自首したので免罪すると回答している(外岡編 1967: 189)。すなわち、この時点ですでに、司法省は出生届出漏を懲罰の対象として認識していた。

届出漏への罰則を明記したのは明治19年内務省令第19号で、この点からも出生届について同年が1つの画期であったことが確認できる。その第9条は、「正當ノ理由ナクシテ前数條ニ違背シタル者ハ弐拾銭以上壱圓弐拾五銭以下ノ科料ニ處ス」とした。これにより、全国道府県から内務省への問い合わせが殺到し、内務省は対応に追われることになった(外岡編 1971)。

政府統計においては、明治16 (1883) 年中について明治18 (1885) 年に「年齢詳ラカナラザル者男2,229人、女842人」や「族譜及ビ男女区別ノ調ナキ6,375人」の存在が記載されている(内閣統計局 1886: 47、51)。翌17年中については、19年に「此人口ハ年々戸籍ニ遽リテ調査スル者ナルカ故ニ前年中遺漏就籍者ノ

多少二因リテ翌年人口増加ノ割合二不同アリ」として、過去3ヵ年の増加は沖縄県の「遺漏就籍者」が14万人以上であり、全国で年平均15万人以上の就籍があったと述べられている。

内務省令第19号施行後の明治20(1887)年には、「年々就籍等ニ於テ増ス者 ハ概テ前年前々年ノ出生者ニシテ遺漏シタル者ノ籍ニ就キタルナルベシト雖トモ重複或ハ調違ニ因ルモノモ亦多カルベシ」として、明治16年から18年の三ヵ年の「出生後届漏レ及従前無籍ノモノ就籍者ノ数」を記載した。45,642人、55,340人、79,757人、平均は60,246人とある(内閣統計局 1887:30)。合計の届出漏数(明治19年に届出られた明治16~18年の出生数)は、180,739人である(同書:31)。その後の『日本帝国統計年鑑』は、明治19年の制度改革により出生年別に届出漏を把握することになったとして、出生届出漏に関わる記載を継続的に行った。ちなみに、翌明治21(1888)年刊行の統計書によれば、明治19年に就籍した者のうち、18年出生67,482人、17年出生47,548人、16年出生39,096人、15年出生33,614人、14年以前の10年間出生89,172人、合計268,712人と記載されており、届出漏の総数が増加している(内閣統計局 1888:39)。これ以降、毎年、統計局は出生届出漏数や死亡届出漏数などを考慮して修正した数値を掲載せねばならなくなった。

就籍数の増加の原因について、明治15年の時点では、当時に統計を担っていた太政官統計院は「脱籍永尋逃亡失踪等ノ者アリ」との認識を記載していた(内閣統計局 1882: 26)。しかし、明治19年の内務省令施行前に刊行された統計書では、「死亡届ハ遺漏ナカルヘシト雖出生ニ至テハ届出ニー定ノ期限ナキカ為ニ自カラ遷延スルノ事情アルニ由ルナラン」と、初めて出生届の遺漏に言及し、その原因を届出に期限の定めがない戸籍法に帰した(内閣統計局 1886: 34)。20年にはその原因として、「出生後未ダ出生届ナクシテ死亡シタル者ハ其死亡届書ニ因リ死亡者ノ数ニノミ算入セシ等ノ事アラン」と、出生届出漏に言及した(内閣統計局 1887: 31)。21年には、しかしながらコレラの流行による死亡届出漏れも多数把握され、「児童ノ死亡殊ニ多カリシ」状況で、出生数と併せての人口の増減、対人口比となる死亡率などの算出に支障を来したようである(内閣統計局 1888: 39)。明治22 (1889) 年には就籍が「概ネ出生届出漏レニ係ルモノナルコヲ発見シ十九年ヨリ前数年ノ届漏レヲ生年毎ニ区別シテ調査スルコトナレリ」との認識を示しており(内閣統計局 1889: 48)、届出漏の原因を

7

三つ記載している。その第一は、出生後、届出を出す前に死亡した場合に、出生数に入れず死亡数には算入しているという誤りで、これは「児童ノ部分」にも「同様ノ誤多カルベク」としている(同書: 39)。明治20年の推測と同内容である。「今後数年経過シ全ク届漏レノモノナキニ至ラザレバ其年出生ノ全数ヲ算定スルコヲ得ズ」(同書: 48)との記述は統計担当官の悲痛な叫びと読めるが、現実には出生届出漏は無くならず、同じ文言がその後の統計書で繰り返されることになった。

出生届を漏れなく、また遅滞なく行わせることは、明治19年から明治31年まで、法律で定められておらず内務省令のみでの定めであった。この間、各地では遅れて届け出た者が続出し、当初は何年後の届出であっても「継続犯」として地方裁判所が処罰した。明治21年2月1日、司法省は大審院総会議においてこれを継続犯として決定していた(刑事局長通牒、司法省刑第113号)。しかし、同年2月8日、総務局長は、これを「即時犯」として扱い、従って時効により不起訴とするよう通牒を出した(総務局長通牒)。継続犯か即時犯か、つまり時効なしとして処罰するか不起訴とするかという点は現場の混乱を生み、明治25(1892)年になっても大分県や滋賀県など各地からの問い合わせがあった。刑法の違警罪により即時犯として処分するようにとの司法省の判断(8月18日。警局第1312号)をもって内務省が回答すると、違警罪の時効6ヶ月を過ぎてからの届出が各地で続くなど、さらに事態は混乱した(たとえば2月2日大分県照会、3月30日内務省回答。8月16日岡山県照会、10月21日司法省回答、11月15日滋賀県照会、11月19日内務省回答。外岡編 1971: 433-434、481-482)。

明治31年戸籍法は法律として初めて、第63条・第64条で届出漏に対する科料、戸籍吏(戸長)による催告と裁判所への通知、第210~215条で罰則を定めた。戸籍法違背となる届出漏は、明治5年の戸籍編成以後の出生に適用されるという方針が一貫している(司法大臣官房文書課編1907)。ここに至ってようやく、出生届出漏は法律に基づいて処断される行為となった。

Ⅱ-3. 衛生行政と産婆取締

出生届出漏は、子どもが死亡しても国がそれを把握できない場合に、宗門改 と同じ事態を引き起こす。従って、死亡の掌握も国にとって重要事である。

死亡届は、明治4年の戸籍法において、届出義務者が出生届と基本的に同様

であった。これとは別に、衛生行政においては明治7(1874)年醫制第45条(明 治8(1875)年改正により第24条)において、「施治ノ患者死去スル時ハ醫師 三日以内二 | 医務取締に届出ねばならないと定められた(8月18日。文部省よ り東京府・京都府・大阪府へ達)。そして、衛生局長が「学長院長及ひ醫務取締」 から提出された書類により「人民の生死表|を作成することになっていた。明 治12(1879)年内務省達乙第56号「町村衛生委員設置並事務條項」(12月27日) により、町内に置く衛生委員に「戸長を助け」、「出産死亡流産の員数を取調」 べて毎月郡区長に報告するよう定めた(第1条)。つまり、戸籍を通じた出生 と死亡の把握と並行して、衛生行政として出生と死亡、および流産の把握が行 われようとしたのである(厚生省医務局編 1976)。死亡は、明治初期から一貫 して医師が届出義務を負っており、前述の内閣統計局による「死亡届ハ遺漏ナ カルヘシーという記述は、この制度への信頼に基づくものと推測される。明治 19年式戸籍では、「死者アリタルトキハ埋葬以前ニ届出ル」こととも定めている。 しかし、明治19年以降、出生届が出されなかった子どもの死亡や、さらにコレ ラによる死亡者の届出漏が多数判明した。内閣統計局の統計書からは、人口静 態、つまり本籍ではない現住人口や人口動態の正確な把握に一層の危機感を募 らせたことが窺われる。明治31年の戸籍法では届出は死亡より5日内と定め、 添付されるべき書類は医師の診断書とした(第125~126条)。死亡の届出漏に 対する罰則は出生届の場合と同様である。

衛生行政において、上述のように出生や死亡とともに掌握の対象とされた流産は、上記の内務省達乙第56号より前の明治7年、すでに醫制において、産婆を含み「産婦ヲ取扱フ者」が「三箇月以上」の流産を医務取締に提出するよう定められていた(第49条)。流産には自然な流産のほかに、人為的な堕胎が含まれる。

堕胎は、江戸時代には藩の処罰対象として、戸主や地域と時代によっては妊婦を含む家族全員であった例が報告されており(沢山 1998)、産婆については教諭書などの資料が残されている。明治時代になっての取締は、明治元年12月の取締⁵に次いでは、明治3(1870)年12月太政官布告第944号新律綱領には

⁵「近来産婆之者共賣薬之世話又ハ堕胎之取扱等致シ候者有之由相聞へ以之外之事ニ候元来産婆ハ 人之性命ニモ相拘不容易職業ニ付假令令衆人之頼ヲ受無餘儀次第有之候共決ノ右等之取扱致間 敷筈ニ候以来萬一右様之所業於有之ハ御問糺之上屹度御咎可有之候間為心得兼テ相達候事」。

産婆による堕胎に関する記述がなく、人名律に「謀同死」として、「凡姦夫姦婦」が「若シ同ク謀リ。薬ヲ用ヒテ堕胎スルニ。姦婦。身死スル者。姦夫ハ。流三等。」としたのみである。ここでは堕胎そのものよりも、夫婦関係外での姦淫の結果として堕胎を行った場合に、その当事者が処罰の対象となっている。新律綱領には、産婆への言及がない。

明治6(1873)年太政官布告第206号改定律例第114条では、「凡故サラニ堕胎スル者ハ。懲役百日。情ヲ知テ薬ヲ賣リ及ヒ技術ヲ施ス者ハ。同罪婦女ト雖モスルヿヲ聽サス。」と定めた。妊婦本人は婚外関係の結果かどうかに関わりなく、処罰の対象となっている。産婆については明記されていないが、売薬と技術に言及し「婦女ト雖モ」と特記していることからして、明治元年の布告を継承していると考えられる。これが、明治13(1880)年制定(明治15年施行)の法律第36号刑法の、第330条「懐胎ノ婦女薬物其他ノ方法ヲ以テ堕胎シタル者」と第332条「医師穏婆又ハ薬商前条ノ罪ヲ犯シタル者ハ各一等ヲ加フ」、および明治40(1907)年制定・施行の法律第45号刑法第212条(自己堕胎)および第214条(業務上堕胎)へと引き継がれた。

また、醫制第49条(明治8年改正により第28条)で「生児ノ死生」を届出ることを定めた際、上述のように妊娠3箇月以後の流産の届出を定めたが、これは明治16年内務省乙第28号(6月8日)の衛生統計の様式の定めや明治19年内務省令第3号「死産ハ妊娠後四箇月以上ニシテ死胎分娩シタル者ヲ記入スヘシ」、明治21年内務省訓令第20号ほか、死産統計の定義となって今日に続いている。そして、明治33(1900)年内務省令第41号第2条においては、「醫師及産婆ハ共ニ作為スヘキ死産証書又ハ死胎検案書ニ左ノ諸件ヲ記載スヘシ」と定めた。つまり、死産には医師の証書が必須であり、産婆については医師と「共ニ」という位置づけが定められた。流産の一部は死産として取り扱われ、死亡と同様に医師の所管となった。

出産直後の嬰児殺は、明治時代以降も往々にして死産と偽られるものと推測されていたようである(戸田 1922)。江戸時代の状況を踏まえてだと思われるが、法制上、早くに産婆が産婦や他の親族とともに登場している。明治 6 (1872)

⁶ 穏婆は産婆のことで、他に様々な呼称がある。特に堕胎を専門とする者を「さし婆」「さし爺」「子おろし婆」などとする地域もあり、男性も存在した(財団法人母子愛育会編 2008; 板橋 2012)。

年改定律例の人名律謀殺條例第164条は、「凡ソ嬰児ヲ殺ス者ハ。各等親ニ照シ。 謀故殺本條ニ依テ。科断ス。若シ穏婆嘱託ヲ受ケテ殺ス者ハ。嘱託スル者ト同 罪。」と定めた⁷。その後の刑法では、嬰児殺は条項として立てられず、殺人 罪に含まれた。もっとも、妊娠から出生までのどの時点で法的に「人」として 殺人罪が適用されるのか、あるいは「人」ではなく堕胎罪が適応されるべきな のか、この点は大審院判決においても長らく争点となった(田間 2000)。

以上から、妊娠から生産、その届出までの過程に関し、産婆が重要な位置を占めることについて、明治政府には当初から認識があったと推測される。明治6年の嬰児殺の禁止や明治7年の醫制での流産への注目が、明治元年の産婆取締と同様の問題認識にもとづくのかどうかの解明は、今後の課題としたいが、産婆はまず堕胎、さらに嬰児殺にも関わる存在と捉えられていた。そして、明治31年に民法親族編と戸籍法が整えられて以降には、戸主やその他親族・医師に次いで、出生届の義務を負う者ともなり、戸籍法を用いた人口把握の一翼として家制度を補完する役割を担うことになった。一方で、死産と死亡を医師の所管とすることには政策的な揺るぎがない。そして、妊産婦は刑法においては堕胎罪や殺人罪の処罰対象となったが、戸籍法のもとでは子の父や戸主が届出義務者となることによって、私生子の出生時以外には登場しない。

国による出生の掌握が戸籍法と切り離されたのは、昭和21 (1946) 年勅令第447号人口動態調査令(昭和22年政令第182号により一部改正)、および昭和22 (1947) 年司法・厚生省令第1号 (6月21日。同年7月1日施行)による。出生もしくは死産に立ち会った医師や助産婦は、3日以内に発生地の市町村長に届け出る義務を負うことになった⁸。さらに、出生届に医師や助産婦による出生証明書を添付することが、昭和22年法律第224号戸籍法第49条(12月22日公布)によって義務化された。出生届の記載事項として医師や助産婦の氏名は必要とされないが、出生届の受理自体にその出生証明が必要となった⁹。すなわち、

⁷ 第211条は「凡婦女ヲ毆チ。堕胎セシムル者ハ。懲役2年。」とするが、産婆を処罰対象として 挙げていないため、この論文では考察の対象外とする。

⁸ 昭和21 (1946) 年勅令第421号 (9月7日) によって戸籍法が一部改正され、出生届の記載事項 に産婆が入ったが、届出義務については産婆の位置づけに変化はなかった。この様式での分娩 に立ち会った医師もしくは産婆の氏名記載は、昭和22年改正戸籍法で削除された。

⁹ 占領政策のため人口動態統計を戸籍から切り離そうとするGHQ/SCAPの働きかけがあった (GHQ/SCAP 1946; 杉山 1995; 下夷 2019)。

戦前の戸主、そして子の父に与えられた人口動態把握の末端機能は、戦後、戸籍法の世帯主に引き継がれることなく医師と助産婦から行政府に直結するものとなり、却って世帯主が届出のために医師や助産婦による証明書を必要とすることになったのである。

Ⅱ-4. 産婆取締に関連する法制と戸籍法

本章の最後に、産婆に対する取締の法制を概観し、戸籍法との時系列的な関連をみておきたい。産婆取締は、上述のように堕胎取締に関する布告、次に明治7年の醫制に書き込まれている¹⁰。醫制により、産婆の免状には産科医による実験証書が必須となった(第50条)。また「事實急迫ニシテ醫ヲ請フノ暇ナキ時」以外、「産科醫内外科醫ノ指圖ヲ受ルニ非サレハ妄ニ手ヲ下スヘカラス」(第51条)、「方薬ヲ與フルヲ許サス」(第52条)とある。さらに、出産・死産・流産について、「産科医ハ生児ノ男女死生及年月日ヲ記シテ醫務取締ニ出スヘシ 但シ流産モ三箇月以上ノ者ハ右ニ同シ (當分)内外科ヲ論セス総テ産婦ヲ取扱フ者ハ皆本條ニ準ス」(第49条)と定めた。醫制は明治8年に改正されているが、基本的な方針は変化していない。この時点で、「産婆」を標榜できる者は、内務省試験の合格者と地方庁免許の者とされた。

次の法制は、明治12年内務省達乙第55号「府縣衛生課事務條項」である(12月27日)。これにより、産婆の開業を含む医事取締の体制が定められ、各府県に衛生課が設置されてゆく。ただ、この前後はコレラなど伝染病対策が重要課題となり、また衛生委員の選出が困難な地もあり、明治18年には衛生委員を戸長が兼任することになった。明治26(1893)年に、衛生事務は内務省警察部に移管された(厚生省医務局編 1976; 大日方 1992)。

産婆取締に関わる次の法制は明治32 (1899) 年勅令第345号産婆規則で、産婆の資格・登録および業務を規制した (7月19日)。その第7条は「臨時救急ノ手當」以外、「産婆ハ妊婦産婦褥婦又ハ胎児生児ニ異常アリト認ムルトキハ醫師ノ診療ヲ請ハシムヘシ自ラ其ノ處置ヲ為スコトヲ得ス」として産婆の関わりを制限した。また、第8条は「妊婦産婦褥婦又ハ胎児生児」に対して外科手

¹⁰ 明治政府が取締の対象とした職種には医師、薬舗などもある。本稿は、他の職種が堕胎しなかったと示唆するものではない。

術・産科器械の使用・薬品の投与やそれらの指示を禁じた。さらに第10条は「産婆ニシテ堕胎ノ罪其他業務ニ関スル罪又ハ禁固以上ノ刑ニ処セラレルへキ罪ヲ犯シタルトキハ」地方長官が業務禁止や停止を行うと定めた(第12条)。これと連動して、産婆試験の受験や名簿登録以前に「堕胎ノ罪其ノ他業ニ鬫スル罪禁固以上ノ罪ニ處セラレタル者」には受験や登録を許可しないことができ(第13条)、業務に関わる罰則も定められた(第16条)。産婆が堕胎に関わること、さらに「妊婦産婦褥婦又ハ胎児生児」への産婆からの関わり自体をも強く規制しようとした政府の姿勢が窺われる¹¹。同年9月6日、産婆試験規則(内務省令47)と産婆名簿登録規則(内務省令48)も公布された。この時点で、試験合格者のほか、産婆規則制定の前から産婆として営業していた者は願出によって名簿登録が可能とされ(従来開業)、「産婆ニ乏シキ地ニ限リ」業務を行うことも可能とされた(限地。産婆規則第19条)。

以上の産婆取締の法制を、戸籍法や刑法など他の法制とともにまとめる(表 1)。あらためて確認できることは、以下のとおりである。第一に、明治政府は産婆を、まず堕胎や嬰児殺など妊娠や子の出生に対する犯罪の観点から取り締まろうとし、その方針は産婆が名指しされないものの刑法に受け継がれた。妊産婦も刑法によって処罰対象となった。第二に、戸籍法を用いた出生の把握は、明治19年式戸籍および明治31年の戸籍法において体制が整えられ、明治31年の戸籍法において子の父が第一の届出義務者、そして親族(ここに産婦本人が含まれる)、次に医師とともに産婆が戸主の補完的立場に位置付けられた。第三に、産婆はすでに明治7年の醫制によって医師の下に厳しい制限を受けるものとされており、刑法も施行されていたが、この明治31年戸籍法公布の翌年に産婆規則が制定・施行されて取締の体制が確立した。このようにして、産婆は明治時代のあいだに、出生の届出と届出漏、堕胎、嬰児殺、および死産に関わる法制に組み込まれたのである。

出生の管理をめぐるこのような全国的な体制整備に対して、京都府はどのような状況であったのかを次章で述べる。

¹¹ 産婆規則は、第二次世界大戦敗戦までに8回改正されたが、本稿に関連しては明治43 (1910) 年勅令第218号に言及しておく。資格に関する改正 (第1条・第4条) とともに、第9条の二として「産婆は自ら檢案せすして死産證書又は死産檢案書を交付することを得す」が加えられた。産婆規則の施行10年にして、本条項の加筆が必要と認識される状況があったと考えられる。

公布年	戸籍法	刑法	産婆の取締法制
明治元(1869)		◎産婆の堕胎賣薬等禁止	◎同左
明治3 (1870)		×新律綱領	
明治4 (1871)	×戸籍法		
明治6 (1873)		◎改定律例	◎同左
明治7 (1874)			◎醫制
明治13(1880)		○刑法	
明治19(1886)	○内務省令第19号		
明治31(1898)	◎戸籍法改正		
明治32(1899)			◎産婆規則
明治33(1900)			◎産婆規則施行細則・産婆試 験規則・産婆名簿登録規則
明治40(1907)		○刑法改正	
明治43(1910)			◎産婆規則改正
大正 3 (1914)	◎戸籍法改正・戸籍法施行規則		

表 1 戸籍法・刑法・産婆取締の時系列的関係

(◎は産婆に言及あり、○は産婆を含む表現あり、×は産婆を含まない。筆者作成)

Ⅲ. 京都府における戸籍制度と産婆取締

Ⅲ-1. 戸籍制度と出生届

京都市中は、江戸時代に幕府に先んじて捨子禁制と養育の町触が繰り返し出されてきた地であり、身分制を守るべく非人の小屋頭は出生を記録すべしとの町触も出されていた(菅原 1985: 京都町触研究会編 1984)。

明治初期に、出生届は誰によってどのように書かれていたのか。山梨県農村では、明治初期の戸籍には出生年月日も姓もなかったという(山本 1959)。京都府では、明治 5 (1872) 年から 9 (1876) 年にかけての出生届が、郡部では小区副戸長の家の史料、市部では町内文書として数少ないが残されており、ほとんどが副戸長と出生届出人連名で戸長宛である(図 1)¹²。出生を届出た者は、産婦の夫、産婦の夫の父、産婦の夫の養父、京都市内では子の養母で、彼・彼女らが戸主かどうかは不明である。届出人と副戸長との押印のある文書全体が同じ筆の場合がある。届出は出産当日になされたことになっており、時刻の記

¹² 出生届の史料は全て京都府立京都学・歴彩館蔵である。所左衛門署名、1872、「出生届」『上野家文書』(館古603-15710)、行持六良兵衛署名、1876、「出生届」『行持家文書』(館古397-00364-003-0001~0006)、署名者なし、1876、「出生届」『三条衣棚町文書』(館古531-10116-92)。

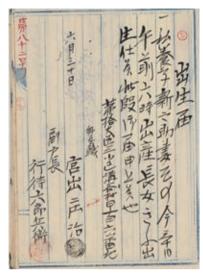


図1 出生届の一例

(明治9年6月30日出生。養子の妻の長女 出産届。宮津藩竹野郡溝谷村、戸長永雄 勝助宛。館古 397-00364-003。行待家文書。 京都府立京都学・歴彩館所蔵) 載は簡便で、出産場所や立会い者について は記載がない。

各軒から戸長に到る地域の組織体制は明治前期に数度改変されているが、明治9(1876)年時点の副戸長は、市中制法・郡中制法に「親戚同様殊更懇切ニ相交リ吉凶相扶」けるようにと期待される伍人組を東ねる立場にあった(京都府立総合資料館編1972)。郡部では人の出入りが比較的少なく、江戸時代の人間関係が活きた可能性があるが、寄留者の多かった洛中においても南北朝時代からの町組が存在しており、これが明治30年代以降までも機能した(小林2005)。

届出の様式と届出義務は、全国的には明

治19年に定められ、明治31年が民法・戸籍法と人口動態統計にとって画期となった。しかし京都府は、明治14(1881)年府令第41号(1月26日)により、「出産及死亡届出方」の書式の布達に先立ち別冊「出産死亡報告心得」を公布していた¹³。その第3条で「出産死亡報告手続きハ醫師幷戸主ヨリ戸長役場」に提出することとし、同年12月28日甲第250号により、「書式中醫師ノ左側へ『或ハ産婆』」を加筆した¹⁴。戸主より前に医師が掲げられており、産婆の記載はおよそ一年近く遅れている。明治14年に京都府全域で産科医は7人しか登録されておらず、産婆は636人いた(内閣統計局編 1883)。この心得が出産よりも死

¹³ 明治時代の府令等は、『京都府史』と文末の文献リストのほか、京都学・歴彩館所蔵の行政文書(簿冊体の『府令原書』を含む)による。簿冊体は「明○○」のように資料番号を記載する。用いた『府令原書』は、明01-0011-13、明06-0014、明11-0005-002、明21-0002-001-033、明33-0003-060である。冊子体は『京都府布達要約』(明治元 - 明治11年上・下、14年、15年)、『京都府府令達要約』(明治21年、26年)、『京都府令達月報』(明治31年)、『京都府公報』(明治31年、32年、40年上)を用いた。

¹⁴ 京都府編『京都府史』は『府県史料』(国立公文書館所蔵)の複写製本である。巻番号と冊子体のタイトルは次のとおり。『京都府史28 第一編政治部戸口類1 自明治元年 至仝七年』、『京都府史40 第一編政治部衛生類1 自明治元年 至仝七年』、『京都府史147 第二編政治部衛生類1 自明治八年 至仝十一年』、『京都府史156 第二編政治部警保類1 自明治八年 至仝十一年』。各文書にタイトルも頁数も無いため、文献注として製本版の巻番号と文書の日付を記す。

亡報告を念頭に置いたものだったのではないかと推測させるとともに、この時期の京都府における産婆の位置づけの弱さを示唆しているようにも思われる。 新体制での産婆の育成が開始されたばかりの時期である(後述)。

さて、明治31年11月7日内閣訓令第1号のもと、京都府は同月21日、訓令第239号と郡役所・市役所・区役所・町村役場宛の「人口統計材料統計表取扱手続及統計小票取扱幷に其様式等」、および訓令第240号を定めた。前者訓令第6条は戸籍簿によって統計材料を作成することを明記しており、戸長に提出された出生届をもとに出生票を作成するが、その記載事項には産婆など分娩に立ち会った者の氏名の記載は必要ない。死産統計は戸主による死亡届ではなく、「墓地及埋葬取締規則」に従い、「流産又は死胎分娩に限り」認許証から計上する(附録各票記入例 送致目録記入例の第4条、第7条)。これらの出生票と死産票にも、産婆の氏名の記載欄はない。

Ⅲ-2. 堕胎と産婆取締

では、戸籍法で届出義務以外に出生に関連づけられない産婆は、どのような存在だったのだろうか。京都府は、慶応4(1867)年7月に市中制法と郡中制法を公布し、伍人組仕法とともに、市中制法の9番、郡中制法の10番において「捨子堕胎制禁ナリ」と説いた(京都府立総合資料館編 1972)。堕胎への言及は、この慶応4年の文書からである(京都町触研究会編 1987)。明治3(1870)年3月には「市中制法一部郡中制法一部ヲ撰定シ管内ニ印頒シ以テ人民永世ノ制法トナス」とし、その一つに「捨子堕胎制禁ナリ自然貧窮ニテ養育不育者ハ可申出救助シ可遣事」がある(『京都府史28』。日不詳)。同年6月29日には重ねて「捨子堕胎ハ決テ有間敷事ニ付堅禁止セシメル段兼テ制法有之」とし、特に「出生ノ小児無故見當ラサル時」はすぐに通報するよう府令を出した(第143号。明01-0011-13)。

明治5 (1872) 年2月には、医師の小森順貞と山田厚安が京都府に対して建言を行った。京都府による療病院設立にあたり、「従前産婆ノ常習ヲ革新シ更ニ胎教一科ヲ設ケンヿヲ論請ス」との目的で、「近来僻境ニ貧人ノ子ヲ間引キ密子等ニ至リ候テハ堕胎薬ヲ用ヒ候様ノ悪習甚敷」と述べている(『京都府史』40。日不詳)。貧しい人々が間引きや出生の憚られる子には堕胎を行うので、産婆を革新せねばならないという主張である。

明治7(1874)年8月18日、東京府・大阪府・京都府に敷かれた醫制では、医師と薬舗に対する医務取締を置くことになっていたが、京都府ではこれらに加えて市部に産婆取締も置いた¹⁵。当時の市部は上下2区制で、明治22年に市制が施行されるまで府知事の管轄下にあった。上京区の産婆取締役は土山武邦と小笠原孟政、下京区は小森順貞と野尻正彦、上下区の取締総代は土山武邦であり、土山・小笠原・小森は明治6年の京都府療病院設立時の医員である(『京都府史』40。11月20日)¹⁶。明治7年11月、京都府知事は「凡ソ産婆ヲ以テ業トスル者ハ頒ツ所ノ書式ニ照準シ。各自住所氏名等ヲ具シ。翌月廿五日ヲ限リ。本府ニ開申セシム。」と布告したが、土山は、これに対し、既に7月に区長と相談して産婆たちの情報を短冊で提出したのにそれでは不足なのか、との伺いを出している(『京都府史』40。11月19日)。京都府での具体的な動きのほうが、醫制よりも先行していたのである。明治8年4月24日付で郡部にも産婆取締を置いたが、これは医務取締と兼務であった(『京都府史』147)。明治8年7月から9年6月までの府下の医務取締役は60人で、これは全国23県484人のなかで最も多い(厚生省医務局編 1976)。

京都府は、早くも明治6 (1873) 年に京都療病院において解剖学に産婆を立ち会わせ、また明治8年には知事である長谷信篤の医師への声掛けにより京都産婆会を組織し、先進的に産婆教育を開始した地域である(松岡・岩脇2010)。しかし同時に、産婆による堕胎や嬰児殺への危惧もあり、産婆取締が進行していたことが窺われる。

京都府は、醫制にもとづき明治8年から産婆にも「営業印鑑交付」を行った。 4月5日付でその様式を定めている(『京都府史』147)。しかし、明治11 (1878) 年4月には、「産婆ハ妊婦及ヒ初生児ヲ取扱ヒ人身発育ニ関係スル至重ノ業」 のところ、「猶往々規則ニ悖ルノ徒ナキニシモアラス」のため、醫師符號規則 に準じて産婆に符号を授けることとした。産婆は必ずこの符号を「胸前ニ懸ケ 産家ハ此ノ符號取持セサル産婆ニハ決而産婦ヲ託スヘカラス」とし(第1条)、

¹⁵ 府知事(長谷信篤)は、明治6(1873)年1月13日付で「上下京区醫業役申付候事」との任命書を出した。これは全国で最も早い取締だったとされる(京都府医師会医学史編纂室編1980)。

¹⁶ 土山武邦は近衛府を務めた土山家の西洋医(三木 1988、京都市姓氏歴史人物大辞典編纂委員会編 1997)。小笠原孟政は嘉永 2 (1849) 年に京都で開業した漢洋方医。平安時代から続く小笠原家の出身で、知事から産婆教育を依頼され土山武邦とともに京都産婆会講師を務めた(京都府医師会医学史編纂室編 1980)。

府令第93号で産婆符號規則を定めた(明11-0005-002)。

府は明治13年に衛生課を設置し(明26-6)、明治14年3月26日、甲第14号により「醫師及助手産婆家畜醫整骨科歯科鍼灸治療業幷二薬舗通薬業賣薬湯営業者開廢業」に関し願出書式や印鑑等を定め、明治15年に布達甲号第182号産婆営業規則を制定した。それによれば、内務省の免状を有するか、京都府の免許鑑札を所持する者(30歳以上)でなければならない。いずれの場合も届出には医師の実験証書と履歴書が必要であり、願出書には産婆本人のほか、町村衛生委員と戸長の押印が必要である。この規程の違背は刑法第426条の対象となった(違警罪中「健康ヲ保護スルタメニ設ケタル規則」への違背。刑法では「穏婆」)。

明治21年にはこれを廃して府令第41号「産婆営業取締規則」および第42号産婆試験規則を定め(4月11日)、新たに第7条「産婆ハ産婦堕胎ノ疑アリト認ムルトキハ速ニ所轄警察署又ハ分署へ告知スヘシ」、第12条「産婆其業ニ対シ犯罪若クハ不正ノ行為アリト認ムルトキハ営業ヲ停止シ又ハ禁止スルコアルヘシ」とした。旧規則の第7条は第13条として「刑法違警罪ニ依リ罰セラルヘシ」と明確化されている。そして、履歴書の書式には「賞罰」が加えられた。産婆は、取り締まられるだけでなく、産婦の堕胎を取り締まる側にも位置付けられた。ただし、免許の改廃は郡区役所経由とのみ書かれている(第10条)。

明治32年に勅令産婆規則が制定されると、それに従って京都府は府令第98号産婆規則施行細則を定めた。この施行細則は2点において重要である。まず第3条で「産婆ハ郡市毎ニ組合ヲ設ケ」「當廳ノ認可ヲ受クヘシ」と定めた。組合加入が強制されたのである。もう1点として、様式の賞罰欄が廃止されたが、その2日後の9月29日に府は訓令第179号を布達し、その第一に「産婆試験及産婆登録ノ願書ヲ受ケタルトキハ堕胎ノ罪其他業務ニ鬫スル罪又ハ禁固以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルモノナルヤ否ヤヲ調査シ其旨ヲ具シ進達スヘシ」と郡役所・市役所・町村役場に通知した。国の産婆規則第1条は登録のみを定めており、第10条には上述のように堕胎等への言及があるものの具体的な調査方法については言及がなかった。京都府ではこの点について施行細則を必須と捉えていたと考えられる。

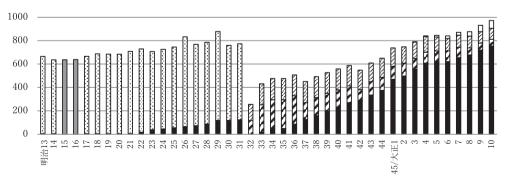
では、どのように調査が行われたのか。これを直接に示す史料を見つけることができていないが、2つの史料を挙げて推測する。まず、京都市産婆組合は

明治38(1905)年の設立の際、警察署6区に従って支部を定めた(京都府助産婦会のあゆみ編集委員会編1993)。次に、昭和3(1928)年、京都府令第51号産婆規則施行細則は第1条で「産婆名簿登録ハ戸籍法施行細則第三十九條ノ規定ニ依ル犯罪ニ鬫スル証明書ヲ添付シ」、願い出ねばならないと定めた。すなわち、衛生行政に関わっていた警察が遅くとも明治38年以降産婆組合への登録等を管理しており、戸籍法にもとづく犯罪者の追跡機能を用いて調査を行っていたのではないか、そして昭和3年の府令はこれを府内全域に関して明文化したのではないか。産婆を戸籍法に結びつけるもう一つの経路である。

なお、明治33年に内務省は衛甲第48号で、「産婆犯罪ニ付行政処分」をする時には「一応」内務省にて稟議するが、裁判所で判決が確定した場合には判決言い渡し書の謄本を添付するように京都府知事に通達した(5月17日付。明33-0003-060)。名簿登録時ではなく登録取り消しや停止処分の場合には、この方法が用いられた。

図2に、京都府の産婆数の推移を示す。明治前期には、江戸時代から開業していた産婆を主としたが(明治20年まで内務省免許は5人)、明治32年の産婆規則に従って激減し、その後には試験に合格した産婆が主となっていった。新旧産婆の置換わりが明白である。

京都府において産婆の統制は、具体的には府が定める法制のもと、教育・試験・名簿登録によった。府は明治32年府令第14号(1月29日)で、産婆のほか



■内務省免許/試験 □府免許 ■総数 □限地 □従来開業 □指定校卒

図2 京都府の資格別産婆人数の推移

(内務省『衛生局年報』各年と『京都府一覧概表』『京都府統計書』各年から筆者作成. 明治15年と 16年は総数のみ) 「公衆衛生ニ鬫シ団体ヲ組織」する場合は全て届出るよう定めた。府内の産婆組合の設立は、同年の紀伊郡産婆組合が嚆矢である(京都府助産婦会のあゆみ編集委員会編 1993)。遅れて明治38年に成立した京都市産婆組合は。翌年2月にはさっそく「まだ組合に加盟しない者を調査開始」し、産婆規則第4条・第5条の違背者を確認することを決議した(京都醫事衛生社 1906)。翌明治40年9月には「主任産婆ある産婦に対しては其承諾を経るに非されば業務を執行せさる件」を決議し、11月5日には「産婆営業者にして本組合に加入せさる者宿所氏名取調方各支部幹事へ照会」している(京都醫事衛生社 1908a)。産婆規則施行細則後に強制加入となった職能団体が専門職として自他を律していったことが分かる。他方で、登録と犯罪歴には警察が関わっており、戸籍法が活用されたと推測される。

Ⅲ-3. 改正戸籍法と出生届出漏

届漏が実際に処罰対象となったのは明治19年からで、上述のように各地で混乱が生じた。しかし、京都府は既に明治14年甲第250号布達の前日27日、甲第249号により明治15年1月1日施行の違警罪を布達していた。その最後の第4条は「市外又ハ街道ニ於テ袒裼裸體シタル者」や「男ニシテ女粧シ女ニシテ男粧シ或ハ奇怪ノ粉飾ヲ為シテ猥リニ路上ヲ徘徊シタル者」などに科料を定めたものであるが、その末尾19項に「出産後七日以内ニ其届ヲ為ササル者」とある。違警罪は、明治7年太政官達書第8号の違式詿違條例が明治15年施行の刑法に組み込まれたもので、出生届出漏に関する条文はない。京都府は、明治9年に全105条からなる京都府違式詿違条例(府令385)、明治11年に全70条の改正違式詿違条例(府令329)を布達しており、それらにも出生届出漏の条文はなかった。しかし、違警罪の第430条「各地方ノ便宜ニヨリ」違警罪を定めることができることを利用し、府は内務省に先んじて、新たに制定された刑法を用いて出生届漏を犯罪として明文化したのである。この京都府違警罪の効果なのか、京都府統計書¹⁷には、「明治15年以前」から明治19年まで本籍人の出生届出漏が掲載された(その数は124、81、87、122、35)。ただ、その後は掲載されなかっ

¹⁷ 京都府統計書として用いたものは以下のとおり。京都府庶務課編、1887、『京都府一覧概表』、 京都府第一庶務課編、1888、『京都府一覧概表』、京都府編、1889-1921、『京都府統計書』。

た。各地で生じたような混乱が影響した可能性を考えたい。また、明治17年の時点で、紀伊郡では「出生届を怠る者は小し」であった。その理由は、違警罪もしくは産婆による届出があるからだという(佐藤 2020: 138)。

さて、京都府は明治26年12月13日には甲第33号「出生死亡無届就籍手続」を 定め、明治31年に「本年二限リ」の出生届出漏数を報告させた(訓令240)。そ して明治32年以降、出生届出漏数を府統計書に恒常的に掲載するようになった。 ここに、戸籍法の罰則規定の実効力を窺うことができよう。

ところが、明治41(1908)年、京都市上下京区長は、出生届出漏につき京都府医師会と京都市産婆組合に通知を行った。同産婆組合の会議録によれば、明治40年に京都市内では上京区で337人、下京区で260人、計607人の届出漏があった¹⁸。同産婆組合は5月30日の役員出席の通常会の第一議題としてこの件を掲げ、区長の弁として「民法改正以来戸籍法殊に出生届出洩の如き年々歳々其数を増加し」ていることを伝え、区役所からの回付された注意方「注意 出生届出生の日より十日以内 右期間内に届出を為さ、るときは拾圓以下の過料に處せられる可し 京都市上京區戸籍吏役場」を各支部幹事から会員全員に配布することを満場一致で可決した(京都醫事衛生社 1908b)。

すなわち、明治31年の改正戸籍法の出生届出義務に関する罰則は、単に法に 定められただけではない。逸脱行為として統計書の数値に記載されるようにな り、京都市の上下区長が所管の地域での届出漏を戸籍法違背として問題化し、 子の父や戸主など親族以外の産婆や医師といった届出義務者に専門職団体を通 じて働きかける法的根拠となった。産婆は産婆組合への加入をもって営業資格 を得ていたため、役員満場一致による全員への配布が、産婆たちに何等かの圧 力となったのではないか。戸籍法定着の一つの経路である。

実際の届出漏件数の推移は、表2のとおりである。当初は本籍人についてのみで、明治39(1906)年から現住人についても掲載されるようになった。明治40年について、区長からの通知と数値が一致しない理由は、産婆組合と医師会が典拠とした区の行政文書自体を未発見のため判然としない。しかしいずれにせよ、届出漏数は確かに増加の一途を辿っており、明治40年には京都市内だけ

-

¹⁸ 京都府医師会は、「會告」として戸籍法の届出義務と科料に関する条文を医師会議録に掲載し、「其筋より特に依頼の次第も有之此段得貴意候也」とした。607という数値は、同記事では市内で違背処分を受けた件数として記載されている(京都醫事衛生社 1908b)。

で400を超え、京都府では700 を大きく超えた。

京都市については明治41年 の上下京区長からの通告後、 現住人に関して一様にではな いが減少傾向となったように 思われる。京都市以外の郡部 についても減少傾向となって いるが、これとの関連を示す 行政文書は見つかっていな い。大正3年、戸籍法の改正 によって届出漏の違背条項の うち罰則規定は削除されて戸 長の「催告」のみとなった。 届出漏は大正7(1918)年に 急増し、その後明らかに減少 した。特に郡部は急速に減少 したため、結果として京都市 は京都府内の出生届漏の8割 から9割を占める事態となっ て国勢調査を迎えた。

で400を超え、京都府では700 表2 京都府と京都市における出生届出漏数の推移

	届出漏				
年	京都府		京都市		
	本籍人	現住人	本籍人	現住人	
明治30	98	_	_	_	
31	239	_	_	_	
32	640	_	274	_	
33	187	_	203	_	
34	348	_	_	_	
35	290	_	_	_	
36	361	387	188	201	
37	370	_	131	_	
38	520	_	284	_	
39	652	694	327	366	
40	772	763	398	409	
41	737	605	350	348	
42	650	580	361	340	
43	708	660	483	461	
44	634	571	367	349	
45/大正1	625	519	362	323	
2	602	493	298	271	
3	635	550	341	300	
4	680	507	416	316	
5	586	463	363	299	
6	516	427	364	313	
7	559	496	453	458	
8	319	280	221	225	
9	441	339	315	276	
10	471	350	389	298	

(『京都府一覧概表』『京都府統計書』各年から筆者作成. 明治 30・31年分は遡っての報告の値. - は数値不明)

Ⅳ. 考察

本稿は、近代国民国家における人口動態、特に出生の把握と確保という観点から、戸籍制度と出産の当事者(妊産婦)、そして産婆の関わりに焦点を当ててきた。以下、戸籍法の定着の過程について考察し、残された課題を述べる。

第一に、戸籍法の定着の道筋についてである。江戸時代から、京都市中では 出生統制が困難ななかで産み捨てが多く、出生の把握のための対策が町触され ていた。江戸時代の宗門改帳・人別改帳と戸籍制度との関連については先行研 究での諸議論があるが、少なくとも明治初期の出生届の具体的な様式や届出義 務を負った者については江戸時代との関連が深く、京都府の史料によれば戸主から戸長へのルートにおいて地域近隣の組織が機能していたと推測される。では、これにより戸籍制度が定着しえたのだろうか。本稿は、政府の統治意識として明治19年式戸籍を前哨戦とし、明治31年は江戸時代からの離陸と戸籍制度の定着、同時に内閣による人口動態把握の画期であったということ、しかし京都府ではそれに先んじて身分制や貧困、人命を重んじる等の理由から取締があったことを確認した。

ところが、出生届出漏の件数の動向をみると、明治19年式戸籍までの件数は 非常に少なく、その後は明治31年まで届出漏の件数が統計書に記載されていな い。明治19年まで現実に届出漏が少なく明治31年以後に増加したのか、あるい は届出漏が多かったが把握されず問題化していなかったのか。筆者としては後 者の可能性を考えたいが、この新たな疑問の解明が今後の課題として残された。

ただ、京都府の統計書から明らかなことは、明治31年は決して人々にとっての画期ではなかったということである。明治41年の京都市の動きは、出生の把握という政策目的にとって、明治31年の戸籍法改正と子の父 – 戸長のルート、そして人々への取締が、「届出漏」の増加という現象から推して一定の効果をもちつつも、まだ決して十分ではなかったことを窺わせる。そこで産婆と医師が、家制度の補完的役割を担う存在とされたのである。

第二に、しかし医師と産婆はこの点に関して同じ立場にはない。明治初期からの産婆取締は、統治側の認識が医師と産婆とで異なり、江戸時代の産婆たちが担ってきた役割、すなわち人々の出生統制(堕胎・嬰児殺)への手助けゆえに行われたものである。京都府の事例は、産婆への厳しい取締と新しい産婆の育成が両輪になって進行したことを示す。その結果、産婆が戸籍制度と人口政策に組み込まれる経路は、出生届の届出義務、および産婆自身の戸籍とそこに記録される犯罪歴という、戸籍法を用いた二つが存在することになった。これは全国的には明治31年の戸籍法改正と明治32年の産婆規則により確立されたが、本稿は京都府における明治初期からの先行的な動向を明らかにした。

現実には、明治41年には届出漏への対策が行政府によって必要と認識される 状況があり、産婆は医師とともにその役割を露骨に要請されることとなった。 産婆規則によって有資格産婆が激減していた時期である。しかし産婆規則が成立していたからこそ、京都市では産婆を医師とともに戸籍法の補完的存在とす ることができたのではないか。ここに、明治31年戸籍法と明治32年産婆規則の 連関する実効性をみたい。

なお、上記2点を促進した重要な要因として、裁判所と、刑事だけでなく衛生行政を担った警察の存在を指摘しておく。政府の諸法制のみならず、京都府では産婆取締と明治31年戸籍法の罰則規定の実効化をめぐり、産婆の周囲にこの網の目が張り巡らされていた。この動きは、昭和3年の京都府産婆規則施行細則において明白になるが、本稿が対象とする時期はその前段階だったと考えることができよう。

残された課題として、出生届出漏を減少させた要因について、上述したように本稿はその一端を考察したのみであり、出生届出漏についてさらなる研究が必要である。京都府内でも市部と郡部による相違、さらに市部のなかでも地域差が考えられる。その際、産婆と助産の歴史を近代国家による出生管理のエイジェント化という視点から捉え直したい。明治21年の京都府産婆営業取締規則や明治38年からの京都市産婆組合の動きなどから、産婆が取り締まられる側であると同時に取り締まる側になってゆく様相が窺われる。先行研究では、産婆規則制定前に、福岡県・大阪府・堺県・東京府・神奈川県・山形県・新潟県・長野県・滋賀県・石川県で産婆取締のあったことが判明している(西川 1997、高橋 2001、緒方 2004、安井 2013、宮本 2015、湯本 2015、小川 2018、阿部2019)。本稿が明らかにした動きを他地域の歴史と合わせ見つつ、その後の時代へと考察をつなぐ必要がある。

そして最後に、国家による出生の把握の過程において、出産を担った産婦の位置づけはどのようであったのかという疑問が残る。戸籍法と出生届出漏の取締の過程を考察した本稿では、産婦の存在を捉えることができなかった。ここで、一つの資料に言及しておきたい。明治25年1月20日、静岡県が内務省に出した伺の第1項は「産婦ハ、戸主未定又ハ不在ノ場合、親族トシテ出生ノ届出義務者タルベキ件」であった。これは、子の母を明治19年内務省令第19号第5条の「親族二人以上又ハその事ニ關係アル者」とみなしてよいかどうか、という質問である。内務省は「産婦ハ親族ナルヲ以テ届出ヲ為スヘキモノトス」と回答した(1月28日回答。外岡編1971:420-421)。出産直後の女性が役所に出生を届け出ることは現実には困難ではあろうが、戸籍法では、嫡出子を出産した場合、子の母は「親族」か「関係者」なのであった。静岡県の伺は、戸籍法

が母の届出義務を定めていないこと自体を問題視したものか、あるいは「親族」「関係者」としての資格自体さえ問題視したものか。伺の背景が不明であるため判然としないが、いずれにせよ、戸籍法による家制度においては、私生子の母だけが「母」として出生届の義務を負っていた。

もちろん、国によって「母」と認められれば良いというものではない。なぜなら、それは政治の限差しが家制度を越えて、直接に母たちに及ぶことをも意味するからである。他方、堕胎や嬰児殺に関しては妊産婦は疾うに法的責任を有する処罰対象となっていた。そのような状況もあるなかで、産婆や医師が出生を掌握する役割を担っていくことは、女性たちにとってどのような意味をもったのだろうか。法によって女性が直接に名指しされること/されないことは、どのような意味をもつのか。疑問は尽きないが、それらは今後の課題としたい。

【参考文献】

- 阿部奈緒美、2019、「明治から昭和初期における大阪の産婆団体史――団体運営の自立性と男性医師との関わりに着目して」(奈良女子大学博士論文。http://hdl.handle.net/10935/5268, 2021年7月20日取得)。
- 遠藤正敬、2013、『戸籍と国籍の近現代史――民族・血統・日本人』明石書店。
- 福島正夫、1956、「明治前半期における『家』制度の形成——徴兵制および町村制の推 移と関連して」『法社会学』日本法社会学会、7-8: 123-203。
- 1962、「明治前期京都府戸籍法令集」『「家」制度の研究――「家」制度立法 資料と戸籍法令』東京大学出版会、pp.259-450。
- ———、1967、『日本資本主義と「家」制度』東京大学出版会。
- GHQ/SCAP (General Head Quarters / Supreme Commander for the Allied Powers), 1946, *Plan for Collecting Current Vital Statistics* (SCAPIN 811).
- 花房直三郎、1902、「緒言」『明治三十二年日本帝国人口動態統計』(総理府統計局編、1976、『総理府統計局百年史 第2巻 人口(上)』所収、p.364)。
- 廣嶋清志、2020、「戸籍人口統計の調査主義と国勢調査の開始」佐藤正広編『近代日本 統計史』晃洋書房、pp.153-174。
- 板橋春夫、2012、『出産――産育習俗の歴史と伝承「男性産婆」 増補改訂版』社会評 論社。
- 京都府医師会医学史編纂室編、1980、『京都の医学史』思文閣出版。
- 京都府助産婦会のあゆみ編集委員会編、1993、『京都府助産婦会のあゆみ』社団法人京 都府助産婦会。
- 京都府立総合資料館編・発行、1972、『京都府百年の資料 1 政治行政編』。

25

- 京都醫事衛生社編・発行、1906、『京都醫事衛生誌』143:17-20。
- ———、1908a、『京都醫事衛生誌』167: 24-5。
- -----、1908b、『京都醫事衛生誌』171: 23-4、37-8。
- 京都町触研究会編、1984、『京都町触集成 第2巻』岩波書店。
- ———、1987、『京都町触集成 第13巻』岩波書店。
- 京都市姓氏歴史人物大辞典編纂委員会編、1997、『京都市姓氏歴史人物大辞典』 角川書店。 小林丈広、2005、「公同組合の意義と町組織の歴史――京都の地域住民組織」 『ヘスティ アとクリオ』 コミュニティ・自治・歴史研究会、1: 4-10。
- 厚生省医務局編、1976、『医制百年史(記述編)』ぎょうせい。
- 熊谷開作、1958、「家族法〈法体制準備期〉」鵜飼信成・福島正夫・川島武宜・辻清明編 『日本近代法発達史——資本主義と法の発展 3』勁草書房、pp.1-84。
- 松岡知子・岩脇陽子、2010、「京都府立医科大学における産婆教育の黎明期――明治時代の京都における産婆教育の変遷を踏まえて」『京都府立医科大学雑誌』京都府立 医科大学、199 (2): 75-82。
- 三木通三、1988、『京の産婦人科近代史』京都産婦人科医会。
- 宮本恭子、2015、「島根県における近代産婆制度運用に関する研究」『島根大学法文学部 紀要社会文化学科編』島根大学法文学部、11: 37-54。
- 森博美、2020、「明治31年内閣訓令第1号乙号と調査票情報」佐藤正広編『近代日本統計史』晃洋書房、pp.175-207。
- 内閣統計局編、1882-1922、『帝国統計年鑑 一~四〇』(中村隆英監修1999『復刻版 日本帝国統計年鑑 一~四〇』東洋書林)。
- 西川麦子、1997、『ある近代産婆の物語――能登・竹島みいの語りより』桂書房。
- 緒方妙子、2004、「明治期の福岡県における産婆教育の実態――産婆に関する法制、産婆数の変遷から」、*The Journal of Kyushu University of Nursing and Social Welfare*. 九州看護福祉大学、6(1):57-70。
- 小川景子、2018、「明治前期内務省免状産婆の活動実態と役割――東京府と神奈川県の 事例を中心に | 『日本看護歴史学会誌』日本看護歴史学会、31: 100-13。
- 大日方純夫、1992、『日本近代国家の成立と警察』校倉書房。
- 恩賜財団母子愛育会編、2008、『日本産育習俗資料集成』日本図書センター。
- 太田素子編、1997、『近世日本マビキ慣行史料集成』刀水書房。
- 佐藤正広、2002、『国勢調査と日本近代』岩波書店。
- -----、2020、「明治前期における公的統計の調査環境と地方行政」佐藤正広編『近代日本統計史』晃洋書房、pp.119-151。
- 沢山美果子、1998、『出産と身体の近世』勁草書房。
- ———、2005、『性と生殖の近世』勁草書房。
- 司法省編、1877、『民事慣例類集』。
- ———、1880、『全国民事慣例類集』。
- 司法大臣官房文書課編、1907、『親族相続戸籍ニ關する訓令通牒録』。
- 下夷美幸、2019、『日本の家族と戸籍――なぜ「夫婦と未婚の子」単位なのか』東京大学出版会。

- 総理府統計局編、1976、『総理府統計局百年史 第2巻 人口(上)』。
- 菅原憲二、1985、「近世京都の町と捨子」『歴史評論』歴史科学協議会、422: 34-60、77。 杉山章子、1995、『占領期の医療改革』勁草書房。
- 髙橋梵仙、1936、『堕胎間引の研究』財団法人中央社會事業協會社會事業研究所。
- 高橋みや子、2001、「山形県における近代産婆制度成立過程に関する研究――明治 三十二年までの産婆規則類の制定を中心に」『日本医史学雑誌』日本医史学会、47(4): 697-755。
- 田間泰子、2000、「堕胎と殺人のあいだ」青木保他編『近代日本文化論 6 犯罪と風俗』 岩波書店、pp.179-209。
- 外岡茂十郎編、1967、『明治前期家族法資料 1-2 ——家族関係先例集』早稲田大学。 ————、1971、『明治前期家族法資料 3-2 ——家族関係先例集』早稲田大学。
- 戸田正三、1922、「4. 死産ニ就テ」京都市社会課編・発行『乳幼児死亡率調査』(『京都市・府社会調査報告書』I-5、近現代資料刊行会編、2002、日本図書センター、pp.188-189)。
- 利谷信義、1984、「戦時体制と家族――国家総動員体制における家族政策と家族法」福島正夫編『家族 政策と法6 近代日本の家族政策と法』東京大学出版会、pp.255-362。
- 安井眞奈美、2013、『出産環境の民俗学――〈第三次お産革命〉にむけて』昭和堂。
- 山本登、1959、「戸籍を通じてみた家族の研究――山梨県中巨摩郡田富村今福の場合」 福島正夫編『戸籍制度と「家」制度』東京大学出版会、pp.399-444。
- 湯本敦子、2015、「長野県における近代産婆の確立過程の研究」(『立命館大学生存学研究所』http://www.arsvi.com. 2020年10月20日取得)。

【謝辞】

本稿は文科省科学研究費補助金 K17K04151 (研究代表者:大出春江)、および H21H00775 (研究代表者:同前)の成果である。資料調査に関し、京都府立京都学・歴 彩館のスタッフの方々にこの場を借りて感謝する。